

P K O 派遣は

このままでいいか

安全保障研究委員長

火箱 芳文 陸自74

2012年1月からP K O（国連平和維持活動）として、南スーダンの首都ジュバに派遣されていた自衛隊の第11次施設科部隊が、今年5月末をもって撤収した。4月19日の第1陣を皮切りに、司令部要員を残して全隊員が日本に帰ってきた。

派遣から5年という節目でもあり、自衛隊として最大規模の実績をあげたものと思う。これまで過酷な現場で活動してきた隊員と、彼らを陰で支えてこられたご家族の方々に、心からの敬意と感謝を申し上げたい。

わが国のP K Oは、1992年9月の「国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）」への陸上自衛隊の派遣から始まった。自衛隊派遣の根拠法は、同年8月に成立した「国際平和協力法」（P K O法）である。

この法律は国連P K Oなどの実態を踏まえつつ、当時の国内世論にも配慮して憲法が禁止する「武力行使」に抵触しないことを大前提として制定された。

この時、政府が自衛隊の海外派遣が

無制限にならないために作ったP K Oを派遣する法的要件が、「P K O参加5原則」である。「5原則」とは、①当事者間の停戦合意が成立、②紛争当事者の受け入れ同意、③中立性立場の厳守、④以上の3要件のいずれかが満たされなくなった場合に部隊撤収が可能な、⑤武器の使用は必要最小限、というものであった。

一方、国連P K Oの活動は国連の「基本3原則」を順守して行われている。「3原則」とは、①主要な紛争当事者の受け入れ同意、②不偏性（公平原則）、③自衛および任務の防衛以外の実力の不行使、である。

我が国のP K O法が掲げる「業務」は同法3条で決められている。「業務」それは「監視」「武装解除」「巡回」「警備」「検問」などさまざまだが、それら全てを自衛隊が実施できるわけではない。

P K Oに派遣されている他国の軍隊とは違い、自衛隊の派遣部隊は「閣議決定される実施計画」「実施要領に記載された業務」以外の「業務」については、国連からの指図があっても実施できない。

国連P K Oの任務は1990年代以降、国際情勢の変化とともに大きく変わってきた。当初は「紛争における停戦監視」などが主体だったが、199

2年以降には国連暫定統治機構による停戦監視から平和構築、人道支援まで行う包括的ミッションに変化した。さらに軍事力をもって平和を強制する「平和執行活動」、そして最近では重装備部隊をもって強制力を付与された活動へと任務が変化・拡大し、多様化している。

今後P K Oは、停戦監視や国造り支援よりも文民保護が主流になっていくだろう。武器使用基準が緩和されたと言いつつ、リスクはより高まることと予想され、派遣される自衛隊員にとっては大きな懸念材料である。

特に大きな変化は、国連が派遣先の文民を保護するため、必要な場合には基本原則である中立性（普遍性）を捨て、当事者としての活動も許容するようになってきていることだ。

このような国連P K Oの変化する中で、わが国と国連のP K Oに関して大きな相違がある。国連は「主たる紛争当事者の同意」を基本原則として国連P K Oミッションを設立しているのに対し、わが国のP K O法は「すべての紛争当事者の受け入れ同意」を必要としている。

停戦合意についても、国連は合意がない場合も、事実上の停戦状態を前提としてP K Oミッションを設立している。だが、わが国は紛争当事者間の停

戦合意を要件としている。

このように国連が期待するP K Oは原則的な「基本3原則」だが、日本は「P K O参加5原則」を派遣の要件としている違いがある。

従来、わが国はP K O活動などでの武器使用を自己保存型しか認めてこなかった。「駆けつけ警護」や「妨害排除」のための武器使用は、相手方が「国家または国家に準ずる組織」の場合、憲法で禁じられた「武力の行使」に当たるとして認めなかった。

2015年9月に成立した安全保障関連法では、P K O法も改正された。

私は改正論議の中で、派遣要件の「5原則」の「停戦合意」「中立性」の扱いや、「武器の使用」と隊員のリスクについての本質的な議論を期待したが、残念ながら行われなかった。

今回「駆けつけ警護」が可能となったが、課題も残っている。改正された安全保障関連法では、「駆けつけ警護」を妨害する者への任務遂行型の武器使用が認められたが、「現実的には警告射撃が新たに可能となっただけ」という見方もある。

その結果、現実には安全保障関連法の成立後も、国連が求めるP K Oミッションは完全に実施できないままなのである。P K O派遣は、このままでよいのだろうか。